

【日本国憲法の全体構造】 ※憲法を学習する上で『土台』となる極めて重要テーマ

【13条】

すべて国民は、個人として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、
公共の福祉に反しない限り、
立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法の究極の目標は、

個人の尊重（13条前段）の実現である。

↓この理念を実現するため、

国民は第3章（10～40条）において、

基本的人権が保障される。

↓しかし

人間は社会の中で生きているため、
あまりに身勝手な人権の行使は許されない。

↓例えば

表現の自由（21条）があるからといって、
『他人を誹謗中傷する表現』などは許されない。

↓そのため、

人権は**絶対無制約**なものではなく、
公共の福祉により制約可能である（13条後段）。

※公共の福祉という概念には様々な見解があるが、

ひとまず『社会の利益のため』程度にイメージすればよい。

↓しかし

公共の福祉という言葉は**抽象的**であり、
これでは国民は『何をしてはダメなのか』の行動基準が不明確である。

↓そこで

人権制約のルールを具体化・明確化する必要がある。

↓これが

法律である。

↓すなわち、

法律の本質は『人権を制限する危険なモノ』であるため、
国民の代表者である**国会**のみが制定可能とする（41条）。

↓これを

国会の唯一の立法機関性という。

↓しかし

法律は多数決で議決されるため、
多数派が『数の力を濫用』する危険がある。

(=多数派の専制)

↓そこで

法律に不満がある少数派を保護するため、
『裁判所が法律をチェックする仕組み』がある。

↓これを

違憲審査権 (81条) という。

↓なお

審査の結果、裁判所が出す判断を判例という。

↓そして

- ・法律が憲法 (人権) に適合している場合→合憲
- ・法律が憲法 (人権) に違反している場合→違憲

【81条】

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

【41条】

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

【思想・良心の自由】

19条は思想及び良心の自由を保障する。

↓では

思想及び良心とはどのような人権か？

↓この点

思想と良心を区別し、両者は別々の人権と考える見解もある。

↓しかし

一体と考えるのが通説。

↓では

思想・良心を一体と考えるとして、

【その内容は？】

↓この点

内心全てではなく、

人格形成の核心部分に限定する (ex. 世界観や人生観)

↓その結果、

単なる事実の知・不知は (人格の核心とはいえないので) 思想に含まれない。

↓そしてその核心部分については

絶対的に保障され、

(他の人権と異なり) 公共の福祉による制約はされない。

↓したがって

例えば、憲法を否定する反民主主義・軍国主義的な思想でも許される。

【理由】: 内心にとどまる限りは、他者への迷惑はないから。

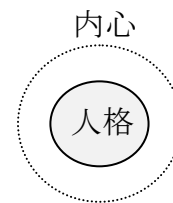
↓そして

『保障される』とは、

国家による以下の行為が禁止される事を意味する。

- ・ 特定の思想を強制すること
- ・ 特定の思想に不利益を課すこと
- ・ 思想を告白させること (→国家による思想の調査や思想の推知は禁止)

↳ ※つまり国民は沈黙の自由がある



※思想の自由は、明治憲法には保障規定はなかった。

※思想・良心の自由は、表現の自由などの外面的な精神的自由の基礎となる。

※76条3項→『裁判官は良心に従って裁判をする』とされるが、

この良心は19条の主観的な良心とは別の意味であり、

裁判官は客観的(公正)な良心が要求される。

【国 I】×

「良心」とは宗教的良心、「思想」とはそれ以外の人間の精神活動を示すものと、両者は厳格に区別する必要がある、憲法上信教の自由が保障されていることから、本条を定めた法的意味は、「思想」の自由を保障したことにあると解するのが判例である。

【国 II】○

単なる事実の知・不知のような人格形成活動に関連のない内心の活動には、思想および良心の自由の保障は及ばない。

【特別区 2005】○

思想及び良心の自由は、内心の領域である限り絶対的に保障され、たとえ憲法の根本原理である民主主義を否定する思想であっても、その思想が内心にとどまる限り、制限することは許されない。

【国 I 2000】×

思想及び良心の自由は、近代人権宣言の中心をなす権利の一つであり、憲法上最も強い保障を受けるものであるが、憲法の基礎をなす人類普遍の原理たる民主主義に反する軍国主義や極端な国家主義は、思想及び良心の自由の保障外であると解するのが通説である。

【国 I】○

思想および良心に関する内心の自由の保障は絶対的であって、「公共の福祉」を理由とする制限も一切認められず、たとえ憲法の原理そのものを否定する思想に対しても、少なくともそれが内心領域にとどまっている限りは、それを制限、禁止することはできないと解するのが通説である。

【特別区 2005】×

思想及び良心の自由には、国家権力により内心の思想の告白を強制されないという意味での沈黙の自由までは含まれず、又、国家権力が内心の思想を何らかの手段をもって推知することは禁止されていない。

【国 II】×

思想および良心の自由は、自己の思想や良心を外部に表明することを強制されないことまでも保障するものではない。